

不落等随意契約による売払いについて

不落等随意契約による売払いは、入札において応札者がなかった又は落札されなかった物件を対象に、先着順で売払いを行うものです。

このため、普通財産売払申請書を提出されましても、既に売払済みとなっている場合もありますので、予め御容赦願います。

具体的な手続等は、以下のとおりです。

1. 売払い物件

岐阜県岐阜市大字木田字内森元1863番外、不落等随意契約による売払物件（先着売払物件一覧表（農業目的の売払い関係）に記載の土地）

2. 売払申請に必要な書類

普通財産売払申請書（記載要領にある添付資料を含む）

国有農地等の売払いの相手方要件を満たす者であること（農地法第3条許可要件）の確認資料

暴力団排除に関する誓約書

3. 売払申請者に必要な資格

農地法第3条の許可を受けられる者であって、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者
 - (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
- ※次項の「売払申請者に必要な資格」をご確認ください。

4. 売払申請について

「普通財産売払申請書」、「国有農地等の売払いの相手方要件（農地法第3条許可要件）を満たす者であることの確認資料」、及び「暴力団排除に関する誓約書」に必要な事項を記入し、普通財産売払申請書の記載要領にある関係書類とともに、下記まで郵送または持参してください。

（提出先、問い合わせ先）

〒460-8516

愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号

※令和8年5月7日庁舎移転を予定

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目6番2号

東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課

TEL 052-223-4627（課直通）

5. 売払いの相手方の決定について

(1) 売払申請者の資格を有する者であり、かつ普通財産売払申請書等の到達が最も早かった者を売払いの相手方として決定します。なお、同日に複数の者から普通財産売払申請書等が到達した場合は、くじ引きにて売払いの相手方を決定します（くじ引きへの参加が困難な場合は、代わって国の職員がくじを引きます）。

また、書類に不備がある場合には補正をお願いすることになりますが、その場合は、補正した書類が到達した日を普通財産売払申請書が到達した日として扱います。

※ 農地法第3条許可要件の資格審査にあたっては、土地が所在する農業委員会への意見照会等を行います。適否の判断に1～2ヶ月の期間を要することもあり得ますので、予め御了承ください。

(2) 売払いの相手方として決定した場合は、東海農政局より「国有財産売買契約書」を送付し、契約を締結しますので、予め国有財産売買契約書（案）の契約条項等を御確認ください。

売払申請者に必要な資格

○ 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）（抄）

（職員の行為の制限）

第 16 条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。